

平成17年第4回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第5日)

議事日程 (第5号)

平成17年12月19日 午前10時00分開議

日程第1	議案第110号	吉岐市公の施設に係る指定管理者の指定 手続に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第111号	吉岐市都市公園条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第112号	吉岐市教育振興基金条例の一部改正につ いて	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第113号	平成17年度吉岐市一般会計補正予算(第 6号)	質疑、予算特別委員会の設置 予算特別委員会 付託
日程第5	議案第114号	平成17年度吉岐市国民健康保険事業特 別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第115号	平成17年度吉岐市老人保健特別会計補 正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第116号	平成17年度吉岐市簡易水道事業特別会 計補正予算(第5号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第117号	平成17年度吉岐市下水道事業特別会計 補正予算(第4号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第118号	平成17年度吉岐市特別養護老人ホーム 事業特別会計補正予算(第4号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第119号	平成17年度吉岐市三島航路事業特別会 計補正予算(第4号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第120号	平成17年度吉岐市農業機械銀行特別会 計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第121号	平成17年度吉岐市芦辺港ターミナルビ ル事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第122号	平成17年度吉岐市病院事業会計補正予 算(第4号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第123号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地 方公共団体の数の減少とこれに伴う規約 の変更について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第124号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地 方公共団体の数の減少とこれに伴う規約 の変更について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第125号	長崎縣市町村議会議員公務災害補償等組 合を組織する地方公共団体の数の減少と これに伴う規約の変更について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第17	議案第126号	長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第127号	長崎県市町村土地開発公社定款の変更について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第128号	長崎県市町村土地開発公社定款の変更について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第129号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第130号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	認定第4号	平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第23	認定第5号	平成16年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第24	認定第6号	平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第25	認定第7号	平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第26	認定第8号	平成16年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第27	認定第9号	平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第28	認定第10号	平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第29	認定第11号	平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第30	認定第12号	平成16年度壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第31	認定第13号	平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第32	認定第14号	平成16年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第33	認定第15号	平成16年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第34	認定第16号	平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第35	請願第2号	出資法の上限金利引下げを求める意見書提出に関する請願	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第36	陳情第4号	壱岐市における障害者の在宅介護のあり方について改善を求める陳情	厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第37	発議第13号	高金利引き下げに関する意見書の提出について	提出者説明・質疑・ 委員会付託省略・可決

日程第38	議案第131号	吉崎市獣医学修学資金貸与条例の制定について	産業経済部長 説明・質疑 委員会付託省略・可決
日程第39	議案第132号	平成17年度吉崎市一般会計補正予算(第7号)	財政課長 説明・質疑 委員会付託省略・可決
日程第40	議案第133号	平成17年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)	建設部長 説明・質疑 委員会付託省略・可決
日程第41	議案第134号	土地の取得について	教育次長 説明・質疑 委員会付託省略・可決
日程第42	議案第135号	吉崎市税滞納整理システム購入契約の締結について	総務部長 説明・質疑 委員会付託省略・可決
日程第43	議案第136号	訴訟の提起について	市民病院事務長 説明・質疑 委員会付託省略・否決
日程第44	議案第137号	平成17年度吉崎市病院事業会計補正予算(第5号)	市民病院事務長 説明・質疑 撤回
追加日程第1	議案第137号	平成17年度吉崎市病院事業会計補正予算(第5号)撤回の件	承諾
日程第45	一支国博物館(仮称)建設に関する調査特別委員長報告		委員長 報告・質疑
日程第46	委員会の閉会中の継続審査及び調査の件		申し出のとおり 決定
日程第47	議員派遣の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員(25名)

1番 音嶋 正吾君	2番 町田 光浩君
3番 小金丸益明君	4番 深見 義輝君
5番 坂本 拓史君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 坂口健好志君	12番 中村出征雄君
13番 鶴瀬 和博君	14番 中田 恭一君
15番 馬場 忠裕君	16番 久間 進君
17番 大久保洪昭君	18番 久間 初子君
19番 倉元 強弘君	20番 瀬戸口和幸君
21番 市山 繁君	22番 近藤 団一君

24番 赤木 英機君

25番 小園 寛昭君

26番 深見 忠生君

欠席議員（1名）

23番 牧永 護君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 川富兵右エ門君 事務局次長 山川 英敏君

事務局係長 瀬口 卓也君 事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	助役	澤木 満義君
収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤 正人君
総務部長	松本 陽治君	市民生活部長	山本 善勝君
産業経済部長	喜多 丈美君	建設部長	立石 勝治君
消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	鳥巢 修君
勝本支所長	米本 実君	芦辺支所長	久田 昭生君
石田支所長	瀬戸口幸孝君	市民病院事務長	牟田 数徳君
教育次長兼教育総務課長			吉富 一敬君
総務課長	堤 賢治君	財政課長	久田 賢一君

午前10時00分開議

議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名でございます。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議案審議を行います。

・

日程第1．議案第110号～日程第36．陳情第4号

議長（深見 忠生君） 日程第1、議案第110号吉岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続

に関する条例の一部改正についてから、日程第36、陳情第4号吉岐市における障害者の在宅介護のあり方について改善を求める陳情まで、36件を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長の報告を求めます。中田総務文教常任委員長、お願いします。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

総務文教常任委員長（中田 恭一君） 委員会の審査の報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第110号吉岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第112号吉岐市教育振興基金条例の一部改正について、原案可決。

議案第123号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、原案可決。

議案第124号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、原案可決。

議案第125号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、原案可決。

議案第126号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、原案可決。

議案第127号長崎県市町村土地開発公社定款の変更について、原案可決。

議案第128号長崎県市町村土地開発公社定款の変更について、原案可決。

委員会の審査報告として本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第136条の規定により報告をいたします。

請願第2号、付託年月日が平成17年12月7日、件名、出資法の上限金利引下げを求める意見書提出に関する請願は、審査の結果、採択すべきものといたしました。

委員会の意見はなし。措置としては、意見書を提出するようにいたしております。

以上です。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 降壇〕

〔10番 豊坂 敏文君 入場 着席〕

議長（深見 忠生君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。近藤厚生常任委員長、お願いします。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 登壇〕

厚生常任委員長（近藤 団一君） 議案4件の委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第114号平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第115号平成17年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第118号平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第122号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第4号）、原案可決であります。

次に、認定7件の審査報告をいたします。

委員会審査報告書、認定第4号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成16年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10号平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第11号平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第12号平成16年度壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第13号平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計歳入歳出決算認定について、本委員会に付託された認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第10号、認定第11号、認定第12号、認定第13号については、審査の結果、次の意見を付け認定すべきものと決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

意見、認定第11号について、特別養護老人ホームは、昭和46年、老人ホームの寝たきり入所者の増加、在宅介護者の要望に対して、当時の国の「介護の分類化」政策の先進的介護施設として設置許可を得、事業が開始されましたが、建設時から34年が経過し、老朽化と介護保険法の適用による構造上の問題など指摘を受ける現状であります。

特に、今年3月に発生をいたしました福岡西方沖地震では、地下に埋設をいたしている浄化槽が液状化現象と思われる原因でタンクが破損をいたしましたし、施設内の埋設管の破損も疑われる状況であります。また、施設自体の災害の発生に対しても、避難通路、場所が確保されず、もっと、ゆとりのある場所に早期の移転開始が必要であると思われますので、市の方においても御検討をいただきたいと思います。特に申し伝えておきます。

次に、陳情の件で委員会審査報告書です。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第138条の規定により報告します。

陳情第4号壱岐市における障害者の在宅介護のあり方について改善を求める陳情、審査の結果、

採択すべきものとししました。

審査の内容を申し上げます。壱岐市における障害者の在宅介護については、社会福祉協議会の介護ヘルパーが対応しておりますけれども、人員不足と障害者の介護に対する専門的知識が不足の状態にあります。また、第三者機関による評価は行われていないとのことであります。

今後は、障害者の介護状況について調査し、壱岐市の福祉計画の中に身障者の介護を位置づけ、介護ヘルパーの養成と充実を図ることが必要と思われるので、これらに対する早急な対応を求め採択とし、市長へ送付すべきものであると決定をいたしました。

以上で、委員会の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木産業建設常任委員長、お願いします。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 登壇〕

産業建設常任委員長（赤木 英機君） 産業建設常任委員会の委員会報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第111号壱岐市都市公園条例の一部改正について、原案可決。

議案第116号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決。

議案第117号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決。

議案第119号平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決。

議案第120号平成17年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決。

議案第121号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決。

議案第129号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、原案のとおり可決。

議案第130号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、原案のとおり可決。

以上です。

続きまして、認定についての報告をいたします。

認定第7号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号平成16年度壱

岐市漁業集落排水整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第14号平成16年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第15号平成16年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定第16号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について、本委員会に付託された認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定第14号、認定第15号、認定第16号については、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

以上でございます。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。久間初子予算特別委員長、お願いします。

〔予算特別委員長（久間 初子君） 登壇〕

予算特別委員長（久間 初子君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、審査の結果、議案第113号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）、原案可決。

以上です。

〔予算特別委員長（久間 初子君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから各委員長の報告に対する質疑を行います。

日程第1、議案第110号壱岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正についてから、日程第36、陳情第4号壱岐市における障害者の在宅介護のあり方について改善を求める陳情まで、36件に対して一括して質疑を行います。

なお、ここで申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑をすることはできませんので、参考まで申し上げます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） ほかに質疑がないようですので、日程第1議案第110号壱岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正についてから、日程第36、陳情第4号壱岐市における障害者の在宅介護のあり方について改善を求める陳情まで、各委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

日程第1、議案第110号壱岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第110号壱岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第110号壱岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第111号壱岐市都市公園条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第111号壱岐市都市公園条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第111号壱岐市都市公園条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第112号壱岐市教育振興基金条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第112号壱岐市教育振興基金条例の一部改正については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第112号壱岐市教育振興基金条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第113号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第113号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第113号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第114号平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第114号平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第114号平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第115号平成17年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第115号平成17年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第115号平成17年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第116号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第116号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第116号平成17年度壱岐市簡易水

道事業特別会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第117号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第117号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第117号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第118号平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第118号平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第118号平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第119号平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第119号平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第119号平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第120号平成17年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第

3号)の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(深見 忠生君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第120号平成17年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第3号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(深見 忠生君) 起立多数です。したがって、議案第120号平成17年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第3号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第121号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(深見 忠生君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第121号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(深見 忠生君) 起立多数です。したがって、議案第121号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第122号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算(第4号)の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(深見 忠生君) 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第122号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算(第4号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(深見 忠生君) 起立多数です。したがって、議案第122号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算(第4号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第123号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、及び日程第15、議案第124号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてを一括して討論を行い

ます。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、議案第123号及び議案第124号を一括して採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第123号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、及び議案第124号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第123号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、及び議案第124号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第16号議案第125号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、及び日程第17、議案第126号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてを一括討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、議案第125号及び議案第126号を一括して採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第125号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について、及び議案第126号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第125号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について及び議案第126号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第127号長崎県市町村土地開発公社定款の変更について、及び日程第19、議案第128号長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてを一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、議案第127号及び議案第128号を一括して採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第127号長崎県市町村土地開発公社定款の変更について、及び議案第128号長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第127号長崎県市町村土地開発公社定款の変更について、及び議案第128号長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第129号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第129号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第129号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第130号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第130号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第130号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、認定第4号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第4号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第4号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第23、認定第5号平成16年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第5号平成16年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第5号平成16年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第24、認定第6号平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第6号平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第6号平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第25、認定第7号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第7号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第7号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第26、認定第8号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第8号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第8号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第27、認定第9号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第9号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第9号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第28、認定第10号平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立

によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第10号平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第10号平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第29、認定第11号平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第11号平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第11号平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第30、認定第12号平成16年度壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第12号平成16年度壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第12号平成16年度壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第31、認定第13号平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第13号平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第13号平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第32、認定第14号平成16年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第14号平成16年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第14号平成16年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第33、認定第15号平成16年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第15号平成16年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第15号平成16年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第34、認定第16号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立

によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。認定第16号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第16号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第35、請願第2号出資法の上限金利引下げを求める意見書提出に関する請願の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。請願第2号出資法の上限金利引下げを求める意見書提出に関する請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、請願第2号出資法の上限金利引下げを求める意見書提出に関する請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第36、陳情第4号壱岐市における障害者の在宅介護のあり方について改善を求める陳情の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第4号壱岐市における障害者の在宅介護のあり方について改善を求める陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、陳情第4号壱岐市における障害者の在宅介護のあり方について改善を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第37、発議第13号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第37、発議第13号高金利引き下げに関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。25番、小園寛昭議員、お願いします。

〔提出者（小園 寛昭君） 登壇〕

議員（25番 小園 寛昭君） 発議第13号、提出者、25番、小園寛昭、賛成者、9番、田原輝男、同じく13番、鵜瀬和博。

高金利引き下げに関する意見書の提出について、上記の議案を会議規則第14条の規定により提出します。

高金利引き下げに関する意見書（案）、平成16年の自己破産申し立て件数は21万人を超えており、潜在的な破産予備軍と言われる人に至っては、100万人とも200万人とも言われている。また、警察庁の統計によれば、平成16年中に約8,000人の人々が経済的な理由で自殺しており、平成2年と比較すると、実に約6倍となっている。これらの破産、自殺の直接の原因となっていると思われる多重債務問題の原因の一つに、貸金業者の高金利による過剰融資が挙げられるが、普通預金金利が年0.001%、公定歩合が年0.1%という超低金利の状況の中、利息制限法の最高金利である年20%や出資法の年29.2%という上限金利は大変な高利であり、明らかに市場において合理性を欠くものである。

さらに、出資法の特例規定により、年54.75%という超高金利を適用することが許されている日賦貸金業者（日掛け金融）による被害も全国的に多発しており、また、電話加入権も実質的な財産的価値を失っており、電話担保金融の特例を認める必要性もなくなっている。

よって、国におかれては、国民生活における不安を解消し、その安定を図るため、下記事項について早急を実施されるよう強く要望する。

記。1、利息制限法の制限金利を市場金利に見合った利率まで引き下げること。2、出資法の条件金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。3、貸金業の規則等に関する法律第43条のみなし弁済規定を廃止すること。4、出資法に定める日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年12月19日、長崎県壱岐市議会。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、以下、関係閣僚でございます。

〔提出者（小園 寛昭君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから発議第13号高金利引き下げに関する意見書の提出について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、発議第13号について質疑を終わります。

お諮りします。発議第13号高金利引き下げに関する意見書の提出については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第13号については委員会の付託を省略することに決定されました。

これから発議第13号高金利引き下げに関する意見書の提出について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。発議第13号高金利引き下げに関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第13号高金利引き下げに関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

・ ・

日程第38．議案第131号～日程第44．議案第137号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第38、議案第131号苓崎市獣医学修学資金貸与条例の制定についてから、日程第44、議案第137号平成17年度苓崎市病院事業会計補正予算（第5号）まで、7件を議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 議案説明につきましては、担当部長よりさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 登壇〕

産業経済部長（喜多 丈美君） 議案第131号苓崎市獣医学修学資金貸与条例の制定について、苓崎市獣医学修学資金貸与条例を別紙のとおり制定する。

提案理由でございますが、慢性的な不足状態にある診療獣医師確保問題を解消し、今後の安定

的な畜産振興に資するため、獣医学修学生に対し、一定期間、市内で家畜診療に従事することを条件に修学資金を貸与する。

次のページをお願いいたします。

吉崎市獣医学修学資金貸与条例、目的、第1条、この条例は獣医師養成機関に合格した者で、将来、市内において獣医師として診療活動をしようとするものに対し、獣医学修学資金（以下「修学資金」という）を貸与することによって、本市における獣医師の安定確保を図り、もって本市の畜産振興に資することを目的とするということで目的を掲げております。

修学生の資格として第2条に、修学生の資金の貸与額等につきまして第3条に、大体年間国立大学を基準といたしまして、授業料の2分の1に相当する額ということを考えております。それから、貸付人員については、毎年1人以内といたしまして、貸付利息をゼロ%と考えております。

貸与期間を第4条に、願出手順につきまして第5条に、修学生の決定について第6条に、移動の届け出につきまして第7条に、修学資金の交付につきまして8条に、修学資金の変更につきまして9条に、修学資金の休止につきまして第10条、修学資金の停止につきまして第11条、借用証書につきまして第12条、修学資金の返還につきまして第13条、修学資金の返還の特例について第14条、返還の猶予につきまして第15条、死亡等の届けにつきまして第16条、返還の免除につきまして第17条、そして、遅延利息につきまして第18条、選考委員会の構成につきまして第19条、修学資金の経費につきまして第20条、それから委任につきまして第21条に規定をいたしております。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するといたしております。

なお、文言中、産業動物という箇所が出てくるとは思いますが、その産業動物と申しますのは、哺乳類及び鳥類に属する動物ということで定義がなされておりますので、大動物も含めまして、ただしペットは対象としないということにいたしておりますので、御報告をいたします。

〔産業経済部長（喜多 丈美君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 財政課長。

〔財政課長（久田 賢一君） 登壇〕

財政課長（久田 賢一君） 議案第132号平成17年度吉崎市一般会計補正予算（第7号）について説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億174万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を223億3,507万9,000円とします。第2条は地方債の補正について定めております。

次に、4ページをお開き願います。第2表地方債補正で、1、変更でございます。辺地対策事業債を今回、5,880万円追加をいたしております。これは、今回、起債の許可内示に伴うも

のでございまして、市道の内坂線、本村神里線、久垂線の分でございます。

次に、過疎対策事業債につきましても、今回、起債の許可内示がございました消防ポンプ自動車の購入分を1,350万円追加をいたしております。それから、合併特例事業債は仮称博物館の用地費補償費分を今回、1,990万円追加をいたしております。

次に、9ページをお開き願います。2歳入10款地方交付税でございますが、今回、補正財源といたしまして、954万3,000円を追加いたしております。21款市債につきましては、第2表のとおりでございます。

次のページをお開き願います。3歳出、3款民生費でございますが、今回、12月の1日付で職員の人事異動がございましたので、消防費の方から、この3款1項6目の老人福祉施設費の方へ同額の314万2,000円を組み替えをいたしております。

4款1項保健衛生費でございますが、簡易水道事業の今回、補正をいたしております配水管の延長工事の財源といたしまして450万円追加いたしております。

8款2項道路橋梁費でございますが、12月の2日付で起債の許可内示がございました内坂線、本村神里線、久垂線につきまして、今回追加をいたしております。この3路線につきましては、旧芦辺町のと看、起債事業として取り組みがなされておったものでございまして、今回の許可内示によりまして追加をいたしたところでございます。今回は、内坂線の事業費が2,100万円、本村神里線が2,000万円、久垂線が2,100万円になっております。計画延長につきましては、内坂線が520メートル、幅員が5メートル、それから本村神里線が1,700メートル、幅員が7メートル、久垂線が490メートル、幅員が5メートルとなっております。

次のページをお開き願います。9款1項1目の常備消防費は、先ほど3款の方へ組み替えをいたしました人件費の減でございます。次の3消防施設費の1,428万円でございますが、これも、起債の許可に伴うものでございまして郷浦地区機動分団第3小隊のポンプ車の更新分でございます。購入後20年を経過をして消防活動に支障を来しているということで起債要望をしておりますところ、今回内示がございましたので、追加をお願いするものでございます。

それから10款5項の社会教育でございますが、まず、土地購入費でございますが、仮称一支国博物館の建設計画に伴います開発事前協議の結果、調整池の場所の変更に伴い、新たな土地の取得が必要になったために、今回追加をお願いするものでございます。面積が1,951平方メートルで、2筆でございます。単価が808円になっております。次の補償費でございますが、これも博物館の建設予定地の建物、墳墓、立木の補償費を計上をいたしております。

以上でございます。

〔財政課長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 建設部長。

〔建設部長（立石 勝治君） 登壇〕

建設部長（立石 勝治君） 議案第133号の御説明を申し上げます。

平成17年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）、歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ904万円を追加し、歳入歳出総額を11億4,753万9,000円とする。歳入歳出の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成17年12月19日提出、吉崎市長。

8ページの歳入5、繰入金1項の一般会計繰入金450万円を繰り入れいたしております。これは、先ほど財政課長が申しましたように、箱崎の第2キャトル線の本管工事をやるようにいたしております。

それから、諸収入の雑入でございますけれども、これも先ほど財政課長が申しましたように、17年度の新規の起債事業が決定いたしました関係で、芦辺町内の3路線について454万円を計上いたしております。

それから、10ページをお開きをいただきたいと思いますが、その中の工事請負費の904万円の内訳でございますが、水道管の布設工事請負費450万円、これは第2キャトルが4月1日から供用開始をされるようになっております。それに伴います能尻線からの約50ミリ、管にしますと約50ミリを300メートル延長するということで、450万円計上いたしております。

その下の水道管布設がえ補償工事の増でございますが、この金額は合わせまして454万円、これは本村神里、内坂、久垂、いずれにいたしましても、延長として100メートルを予定いたしております。

以上です。

〔建設部長（立石 勝治君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 教育次長。

〔教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 登壇〕

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 議案第134号の説明をいたします前に、一言、おわびを申し上げたいと思います。

この議案につきましては、当初、提案する予定でございましたが、執行側の手違いにより本日にになりました。おわびを申し上げ、説明をさせていただきまして、御承認を賜りたいと思っております。

それでは、議案第134号土地の取得について、原の辻保存整備事業用地として下記の土地を取得しようとする。よって、吉崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成17年12月19日提出、吉崎市長。

取得の場所でございますが、芦辺町深江鶴亀触字原1326番ほか4筆、同じく高元1389番2ほか5筆、石田町石田西触大字大原355番ほか1筆、同じく高原369番1ほか1筆、取得面積2万4,055平方メートル。取得価格3,701万4,500円。契約の相手方、石田町石田西触331番地1、村田俊光ほか4名。

提案の理由でございますが、国の特別史跡原の辻遺跡の恒久的な保存整備に必要なため、指定面積18万760平方メートルのうち、平成17年度において2万4,055平方メートルを取得するもので、今回、提案をいたしております。

次のページに土地の表示をいたしております。そして、右側に図面でございますが、上の方、左側の方に展示館がございます。真ん中に県道が通っておりまして、この高い丘の部分でございます。

なお、特別史跡の区域内として黒の実線、そして、17年度に取得をしようとする部分を斜線で示しております。そして、黒く塗っております高いところ、4カ所ほど真ん中辺に黒く囲んだところがございますが、この面積が約1万4,000平方メートル、いわゆる1町4反ほどございます。これにつきましては、現在、地権者と交渉中でございますが、難関をいたしておりますけれども、鋭意努力して全筆買収をしたいと思っており、あと、この4筆だけが残っております。

以上でございます。

〔教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 総務部長。

〔総務部長（松本 陽治君） 登壇〕

総務部長（松本 陽治君） 議案第135号について御説明を申し上げます。

壱岐市税滞納整理システム購入契約の締結について、壱岐市税滞納整理システム購入契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。平成17年12月19日提出、壱岐市長。

品名ですが、壱岐市税滞納整理システム、このシステムは、滞納整理に必要な事務を処理できる、また、帳票の作成ができることとなり、事務の効率化を図るものでございます。契約の方法、随意契約、契約金額が2,181万9,000円、契約の相手方、福岡市博多区御供所町1番1号、日本電気株式会社九州支社、支社長山脇隆司氏。

提案理由、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

品名は、先ほど申し上げました壱岐市税滞納整理システムでございます。納期が平成18年3月31日、入札の状況につきましては、12月6日に入札を実施し、その内容は記載のとおり

でございますが、経過について若干御説明を申し上げたいと思います。

まず、指名願提出業者の中で、本システムのソフトを有して九州で営業実績のある4社を指名をし、こちらの示す条件、いわゆる仕様書を踏まえた提案書及び見積書の提出を求めたところでございます。各社から提案をされました提案書について、10数項目にわたりまして、1項目ずつ慎重に審査・評価をし、総合点数を出した結果、2社がほとんど差がなく、甲乙つけがたい結果となりましたので、その2社による見積もり入札を行ったものでございます。

以上でございます。

〔総務部長（松本 陽治君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 市民病院事務長。

〔市民病院事務長（牟田 数徳君） 登壇〕

市民病院事務長（牟田 数徳君） 議案第136号について説明いたします。

訴訟の提起について、壱岐市郷ノ浦町柳田触893番地、株式会社壱岐日々新聞社、代表取締役種田拓、及び壱岐市郷ノ浦町牛方触700番地、種田拓に対し、損害賠償請求の訴えを下記のとおり提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。平成17年12月19日提出、壱岐市長。

提案理由といたしまして、株式会社壱岐日々新聞社らが、平成16年11月26日に行った事実と異なる新聞報道により、壱岐市民病院、旧壱岐公立病院の名誉・信用が害され、業務に大きな侵害を受けた。これによって、壱岐市がこうむった損害は金1,000万円を下らない。したがって、その賠償額を請求するものであります。

記。1、当事者、原告、壱岐市郷ノ浦町本村触682番地、壱岐市長長田徹。被告、壱岐市郷ノ浦町柳田触893番地、株式会社壱岐日々新聞社、代表取締役種田拓。被告、壱岐市郷ノ浦町牛方触700番地、種田拓。2、事件名、損害賠償請求事件。3、事件の内容、被告らが平成16年11月26日に行った事実と異なる新聞報道により、壱岐市民病院（旧壱岐公立病院）の名誉・信用が害され、業務に大きな侵害を受けた。これによって、壱岐市が多額の損害を被った。4、請求の要旨、被告らは原告に対し、連帯して金1,000万円、及びこれに対する各訴状送達の日から翌日から支払い済までの年5歩の割合による金員を支払え。被告らは連帯して、中央紙、全国紙一紙に謝罪広告を1回掲載せよ。訴訟費用は被告らの負担とするとの判決並びに仮執行の宣言を求める。5、事件に関する取り扱い及び方針、弁護士を訴訟代理人と定める。以上のとおりでございます。

訴状案でございますが、別紙に添付いたしておりますとおりでございます。

引き続きまして、議案の説明をさせていただきます。

議案第137号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第5号）について説明をいたしま

す。

第1条、平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。
第2条、平成17年度壱岐市病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出の壱岐市民病院事業費用を120万円の追加をいたしております。平成17年12月19日提出、壱岐市長。

次に、4ページをお開き願います。平成17年度壱岐市壱岐市民病院事業会計補正予算（第5号）実施計画書、収益的収入及び支出でございますが、壱岐市民病院事業費用補正予定額が120万円の追加でございます。特別損失として、先ほど御説明をいたしました訴訟の提起に関するところの補正予算でございます。委託料120万円を計上いたしております。

次のページは資金計画書でございます。支払い資金が120万円増となっております。

次のページをお開き願います。6、7ページには、壱岐市民病院事業会計予定貸借対照表を記載をいたしております。

以上で、説明を終わります。

〔市民病院事務長（牟田 数徳君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 説明が終わりましたので、議案の調査研究のため、しばらく休憩をいたします。

午前11時35分休憩

午後1時00分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

これから議案第131号壱岐市獣医学修学資金貸与条例の制定について質疑を行います。質疑ありませんか。中田恭一議員。

議員（14番 中田 恭一君） 先日の全協のときに、ちょっとお尋ねをしなかったわけですが、本議会でということですので、二、三、お尋ねをしたいと思います。

まず、獣医師の不足の問題で、こういう条例をして、畜産の振興ということで大変いいことだとは思っておるんですけども、この条例制定しても、今から6年かかるわけですね。6年かかって、卒業しても、それから実際に一、二年せんと、実施をやっていかんと、なかなか獣医さんも難しいところがあると思うんですけども、貸与条例については、そう極端には異論はございませんが、現状の獣医の問題が、まだ早急にやらなければいけない面が多いと思うんですね。現在でも不足ではありますし、今、高齢の方が2名ほどおられますし、もう来年、再来年になれば、まず、獣医の不足が、もう一番目に見えてくると思うんですが、これもやりながら、その他の対策がやっただけあるのかどうか、その辺もお伺いをしたいと思います。

農協の方も、第2キャトルも先ほどから水道課の布設の件でありましたが、第2キャトルも始まりますし、ますます獣医の不足は目に見えて出てくると思うんですよね。非常に対応が何か遅いような気がするんですけども、その辺、関連してお尋ねいたしたいと思います。

それともう一点、この貸付人員のところ、第3条ですね、毎年1人以内ということは、6年間は在学せないかんですから、多いところで6人分払う考えですよ。毎年、1年に1人の申し込み、次の年はまた新たに1人の申し込みという意味ですよ、その辺済みません。

議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） 中田議員の質問にお答えをいたしたいと思いますが、まず、現状の状況を申し上げますと、条例定数では8名を雇用することができるようになっています。ただし、正職員は現在7名で嘱託が1人ということで、現状8名ではあるわけですが、現場の声を聞きますと、やはり正職員が9名程度おらないとできないというような状況でございます。幸い、開業医が1名おられて、何とか箱崎方面をカバーをさせていただいたわけですが、10月から若干ありまして、また、診療所の9名体制での対応というような状況に追い込まれております。

市といたしましては、昨年来、ずっと市のホームページにも載せ、採用も年中かけておるわけでございますけども、なかなか応募者、ペット的なものについてはおられるんですが、大動物については、なかなか申し込みがないというのが現状でございます。

それから、5月からは獣医学の方のホームページ、壱岐診療所の方のホームページにも載せ、獣医師の機関紙にも公募の広告をいたしておりますが、これについても、何ら応募者がいないというような現状でございます。

ただ、明るい兆しといたしましては、平成17年になりまして、1名は東京の大学に行かれておられる方が、実習生として10日間お見えになりました。それから、10月には、宮崎大学に行かれておられる方が、同じく10日間ほど実習にお見えになりました。そういうことで、少しずつですが、反応は出てきておるというような状況でございますが、今回やりましたのは、まず、条例の中で、もう最悪の場合には、今春、高校を卒業をする見込みの人を思っているんですが、できますならば、既に大学に在学しておる方についても、募集をかけたいということで、第2条の1項にそのことを書いております。

それで、予算、対応といたしましては、この条例が通りますと、一応、先ほど可決いただきました今回の補正予算の中に、獣医学部を持ってあります大学は10校程度ありますので、その辺に職員がこの要綱をつくりまして、農協さんの部分も一緒にですけども、在学学生を含めまして大学にお願いに行こうということで、旅費も一緒にいただいております。こういうことで制度をつくりましたので、ぜひお願いしますということをしようというふうに思っております。

それと、現状はどうかということですが、本年3月で1名、定年になられます。あと3年目に

は、また定年というのが出てきますので、もし、補充ができなければ、本人が許せば、できれば嘱託でも対応をしていかなければ、現状の形では、特に農協さんは7,000頭から8,000頭という計画を立てておられますので、現状では医師不足になるということでやっております。

ただ、今回、条例をやりましたのは、県が向こう6年間、2分の1の補助金を出すということで、先に県の方が決まりました。そして、農協さんが4分の1ということをしておりますので、うちが2分の1以内としたのは、県が、もし県費がなくなったときに、今考えております4分の1では、なかなか応募がないだろうということで、まあ最大2分の1程度は助成をしていかなければ要請はできないんじゃないかなということで、2分の1以内ということで条例を制定させていただこうということを考えております。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 中田議員。

議員（14番 中田 恭一君） 大体趣旨はわかりましたけども、先ほど言われた条例で今8名の定員をなっておるということですけども、先ほど言われるように、JAも8,000頭、今後は今、7,000頭にあと100頭ぐらいですかね、8,000頭を目指してやるのであれば、条例を変更してでも、もう1名ぐらいの増員をせんと、獣医の皆さんも大変だと思いますし、ぜひ、こういう制度を利用していただいて、なるべく早く獣医を確保していただきたいと思っております。

議長（深見 忠生君） 答弁はいいですね。（「はい、いいです。」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。25番、小園議員。

議員（25番 小園 寛昭君） 私は、この制度については、大いに納得もできますし、そうあるべきだというふうに思っておりますが、第12条の借用証書の件につきまして質問をいたします。

修学資金は、貸与総額に対して借用証書を提出するというふうになっておりますが、これは毎年、4月1日に授業料の一部を助成するという形になりますので、6年間の貸与総額について、最初に借用証書を提出するというふうになるんじゃないのかなと、こういうふうに思っておりますが、そうでしょうか。

議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） 事故なく6年間であれば、それでいいんですが、途中で、もう自分は大動物をやらないというような形等が発生しますと、途中ででも補助の奨学金の貸与が完了することになりますもんですから、そのときには、その時点でという考え方を持っております。

議長（深見 忠生君） 小園議員。

議員（25番 小園 寛昭君） ちょっと要領が得ませんけど、貸与額が確定したときという意

味が、ちょっと私もよくわからないわけですが、要するに、私が言いたいのは、借用証書は金銭消費貸借契約、民法上の契約になります。そうすると、この金銭消費貸借契約については、諾成契約ではなくて要物契約になるんですね。ですから、金銭の授受がないと、法律上は成立しないということになりますので、ちょっと、実際に金銭の授受があった段階で借用証書がつけられるのかどうかちゆのが、私も知りたいわけなんですけれども、そういうふうになっているんでしょうか。

議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） 質問の意味がわかりましたので、あとで規則の中でその辺はうたてていきたいというふうに思っています。

おっしゃるように、大体授業料というのは、大体年に2回に分けて支払いがなされますので、その都度、その都度、発生をしてきますので、その都度、その都度、おっしゃるようにやっておくのが正当だろうと思っています。その辺は規則でうたいたいとおもいます。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。13番、鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） ちょっと単純なことをお聞きしますけども、年間貸与額が国立大学の授業料の2分の1相当ということなんですけど、まあ大体どれぐらいなのかという点と、もう一つ、先ほど、部長が言われました産業動物については、哺乳類と鳥類ということでしたが、今後、イルカパークあたりのイルカも哺乳類になるんですけど、そのあたりのケアあたりはどのようになっているのか、あわせて御答弁いただければと思います。

議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） 現在の国立大学の授業料が年53万6,000円程度と聞いております。その4分の1にしますと、大体年間に1人当たり13万4,000円程度になるかどうかと思っております。

それから、イルカパークのイルカについては、ちょっと私、知識持ちませんが、大体今の診療所で軽微なものは診てもらえるというようなことを伺っております。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） ちょっとお尋ねしたいとですけども、12月じゃなくて、前、町村組合でなんかでも、病院関係の医者も同じようなことが、これはあったんですけども、ちょっと幾つか。

まず一つ、今の独立法人の昔の育英会の奨学金との関係について、まず第1点。

それから、2番目に、さっき今、部長が言われたように、これ、国立大学の授業料の2分の1以内ということであつたら、正直言って、私はあんまり意味がないんじゃないかと思っているんですよ。本当に確保したい、または、吉岐は畜産関係で、今後、JAなんかも力入れてやって

いこうとするのであれば、毎月10万円ぐらいの生活費の方に、毎月10万円ぐらいの貸与がないと、これ、何の効果があるのかというのが、まず2点目。

それから、3番目に、19条の修学資金、この分の免除規定がありますけれども、これ、第1条は、もともと吉岐市内において充実していこうという人なんですけれども、ところが17条の免除規定には、そのことが書いていませんけれども、これは担保できるんですかね。

前、お医者さんのときも、同じようなことがあったんですけれども、要するに、免除規定の第1項は、吉岐市において働いてもらうというのが条件のはずですよ、当然。それが、この分では書いてないですけども、これは法的にクリアできるのかどうか。

以上、3点お尋ねします。

議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） まず、町田議員の質問でございますが、育英会とは重複はさせませんので、独自でやります。

それから、国立大学並みではという話がありましたけども、まあ、これについては、一応、今のところ国立大学で、県の方もそういう規定をいたしておりますし、選考されました農協さんも、国立大ということをしております。

ただ、県と農協さんについては、生活費の一部についても助成をするようになっております。市の方は生活費を入れておりません。

それから、17条の関係につきましては、一応、市の職員となって従事することということを前に条例の中でうたっておりますので、それは、よその地区ではということとはしておりませんので、その辺は条件としてクリアできると思っています。

議長（深見 忠生君） 町田議員。

議員（6番 町田 正一君） 育英会とは、要するに重複してもらってもいいということですね。重複したらだめということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら、日本育英会でも、獣医学部とか医学部については、それなりに特別枠設けて補助出すようにしているんですけども、これはほとんど意味がないんじゃないんですかね。育英会と重複してもらえないということだったら、どっちか断らないかんわけですよ。これやったら、育英会の方が補助が多い、当然、補助が多くなるような私は気がするんですけども、その点についてはどうなんですかね。

それから、2点目の農協と県の方は生活費についても補助するというのであれば、どのくらいの金額になるか。当然、僕はむしろ、その授業料で10何万円補助するよりも、生活費の方に補助金出してやった方が、学生の立場からいったら、当然、そちらの方がウエート高いわけですよ、家庭の方からしてみれば。その点が、どのくらい県と農協の方の補助が生活費としてあ

るのかどうかということと。

それから、3番目の免除規定の方は、確かに第1条で書いていますけれども、17条に明記せんでも大丈夫なんですかね。もう一度、ちょっとそのところだけはっきり、明確に答弁してもらいたいと思います。

議長（深見 忠生君） 産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） まず、生活費の件につきましては、内部である程度、論議をしたわけでございますけども、農協と県がやっておられる、市もということも思ったんですが、ちょっと授業料だけにしようというふうにしております。まあ、その辺につきましては、今後、また一部改正でもさせていただいてと思います。

それと、17条に明記すべきじゃないかという点につきましては、これはもう修学生との信頼関係だろうというふうに思っていますし、1条できちとうたっていますので、それで、いろいろ公立病院のときにもあったというふうな話も聞いてはおりますが、もうその辺は信頼関係でいかなるを得ないのかなというふうに思っております。

以上です。（「育英会との重複の部分は。」と呼ぶ者あり）

育英会等の重複の部分については、今、先ほど申し上げたように、今のところ考えておりませんが。

以上です。

議長（深見 忠生君） 町田議員。

議員（6番 町田 正一君） 市長、私は、私はこれは非常に結構だと思っているんですよ。できたら、獣医師だけじゃなくて、公立病院の医師に対する、普通の人間に対する医師に対しても、修学資金を設けて自前で医師を育てていく方向でやっぱりいかないかんやろうかと、将来的にそう思っています。非常に結構だと思うんですが、中身について見ると、日本育英会と重複していけないんだったら、あんまり効果ないんですよ、正直言って、これ。ほかの育英資金なんかも、結構、社協なんかも、そんなもんあるんですけど、日本育英会と重複してはいけないということになったら、日本育英会の分の方が育英資金としては、そちらの方がプラスになるケースというのが非常に多いですね。その点、まず第一点と。

それから、ぜひ、本当に確保する気があるのであれば、私は生活費の面まで含めて補助してやるべきだと。やるのであれば、もう、本当に自前で確保できるような体制を早急につくってもらいたい。今さっき、部長の方からも、今の在学生についても考えておられるということであれば、もう一度、これは別に構いませんから、できるのは、ぜひ、3月にでも条例一部改正して、そういった方向でやってもらいたいと思います。

以上です。

議長（深見 忠生君） 市長。

市長（長田 徹君） 町田議員の質問にお答えいたします。

今言われましたように、確かにそのように私も思っております。市民病院におきましても、やはり、前回、公立病院のとき、そういう奨学金制度があったわけでございます。今後も大いに今の状況をかんがみまして検討するべきと。そして、言われるように、来れるように、募集者があられるようなそういう体制づくりを今後もしていきたいと思っております。

ただいまの日本育英会との絡みもございますが、その点におきましても、研究をさせていただきたいと思っております。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） ほかに質疑がないようですので、議案第131号について質疑を終わります。

次に、議案第132号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。質疑ありませんか。13番、鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 10ページと11ページの老人福祉施設費でちょっとお尋ねします。

御説明の中で、今回、人事異動に伴うことって言われましたけども、今回、たしか消防署の方から異動になったかと思うんですが、採用の際に、多分、規定等で消防署の職員として採用されたかと思うんですが、人事異動については同じ職員ですから、そういった点は、異動についてはいいと思うんですが、そういった雇った条件にそぐわないんじゃないかという気がするんですが、そのあたりについてどのようになっているのか御答弁いただきたいと思っております。

議長（深見 忠生君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） お答えいたしたいと思っております。

今回の異動については、消防署の職員を出向を命じて、一般の事務を行うということです。

議長（深見 忠生君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 壱岐市内ですから出向というような形はないかと思うんですが、当初、その異動された方を採用する際に、やっぱり消防署職員として多分採用されたと思うんですが、今回、一般職の方をそこに異動するというようなことが出来なかったものか。

そしてまた、その消防署職員が異動となったということは、そこにあきができたとおもうんですが、その辺についてどうなのか。

議長（深見 忠生君） 消防長。

消防本部消防長（山川 明君） 鵜瀬議員の質問にお答えいたします。

今回、職員を1名、今、総務部長が申しましたように、出向という形で行ったという、この出向につきましては、もちろん吉岐市の内部ではありますけれども、鵜瀬議員言われるように、採用時は、職種として消防吏員で採用をいたしております。ですから、他の職場に動かすときには、出向という形で、市長部局の方に出向を命ずるといような事務の流れになります。

それから、職員の異動につきましては、今言われますように、出向という形となっておりますけれども、私どもの消防の本来の目的は、まず人命、吉岐市民を守るのが私どもに与えられた任務でございます。しかしながら、消防職員として住民の人を助けることがなかなか困難な状態になりますと、私どもとしまして、消防の運営上、厳しいものがございませぬですから、市の内部の方をお願いをいたしまして、出向という形で、当分の間、他の部署で勤務をしていただいて、また、本人が将来的に健全な体になりましたら、そのときに出向ですので、戻ることも可能だということとさせていただきます。

なお、私ども、制服を着る間は、市民の方から見られれば、この方が健康であるか、もしくはちょっと都合が悪いかという判断はつきません。当然、一生懸命人を助けることが、私どもの仕事でございますから、そこら辺もあまして、出向という形で異動をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 大方の苦しい答弁もわかりますし、将来的に、そういった形で、今回、老人施設に異動になっていきますけども、今、消防長が言われました、何かあったときの対応のために、早急に対応するためということでしたが、将来的に、こういった施設に消防署職員を配置するような予定というのは考えられているのかどうか、その点について。

議長（深見 忠生君） 消防長。

消防本部消防長（山川 明君） いわゆる人事交流の問題だろうと思います。いろんな方面からは、よそあたりでも人事交流ということで、市長部局の方に消防職員から出向させて、そして事務吏員として経験を積むとか、そういうことはよく行われておまして、今までは、私ども広域でございましたから、なかなか市長部局との交流というのは非常に難しゅうございましたけれども、現在、いろんな方面からどうだろうかという提案は受けております。

今後、十分検討していきたいというふうに考えております。

議長（深見 忠生君） ほかにございませぬか。近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 今、答弁をお聞きしておったら、市民の安全とか生命を守るためには、まあ、どこでもいいやないかというようなそういうふうに聞こえましたけども、少なくとも、消防職員としては、いろんな厳しい訓練や何や耐えてきとるわけですよ。やっぱりほかの部

局とは、その辺が違うわけです。

だから、今、ちらっと聞きましたら、健康的に害しているということ、その辺は十分わかりま
すけども、じゃあ、老人ホームの方でやれるのかと。やはりしばらく病気をとらせるなり、休養
をとらせるなり、その辺の措置が重要じゃないかなという気がいたしますよ。

とにかく、やはり受け入れ側も特別扱いせんと、業務をしていけん状態と思いますよ、そうい
う人は。だから、健康はもうしょうがないです、もう害したのは。どの程度のものか、私もちょ
っとわかりませんが、まあ、その辺の認識が執行部側にあるかどうかですよ。

やっぱり消防職員は厳しい、まあ先ほども申し上げましたけども、厳しい訓練してきているわ
けですから、そこはやっぱりちょっと違うというふうに思いますけども、その辺、消防長のもう
1回、答弁お願いいたします、考え方。

議長（深見 忠生君） 消防長。

消防本部消防長（山川 明君） 実は、本人は退院した後、当分の間ということで、ずっと自
宅で休養をいたしておりまして、やっと出勤できるようになりましたから、この件をお願いした
ところでございます。退院すぐ早々動かしたわけではございません。十分に自宅で休養をしてい
ただいて、大体仕事ができるという段階になりましたから、お願いしたところでございます。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。豊坂議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 13ページの備品購入費の1,428万円ですが、郷ノ浦第
3小隊ということで上がっております。公用車の購入ですが、この消防自動車等については、補
助対象事業等に対応できなかったのかどうか。あるいは年次的な購入計画の中で、こういうふう
にされたかどうかお伺いをいたします。

それから、同じページの中で、教育費の中に文化財の保護費がありますが、土地購入費の問題
とそれから補償費の問題、もう少し具体的に御説明をお願いいたします。

議長（深見 忠生君） 消防長。

消防本部消防長（山川 明君） 郷ノ浦地区消防団のポンプ自動車のCD - 型でございます。
実は非常備消防の場合には、補助事業から削除、メニューから外れております。ずっと過去、財
政当局の方にはお願いをしておりましたわけですが、なかなか財政的に非常に今、厳し
い状態でございますから、何かいい、非常に有利な状況、有利な条件の事業ができな
いかということで、いろいろと探しております、ずっと、もう合併前から、この車は更新要望
が出ておりました車でございます。

しかしながら、有利な条件がなかなかできませんで、やっと国の方からそういうことで何とか
なるんじゃないかというお話をいただきまして、今回、要望しましたところ、起債内示がつ
きましたもんですから、今回、補正で上げているような状況でございます。よろしくお願いま

す。

議長（深見 忠生君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 豊坂議員の御質問ですが、文化財保護費、仮称一支国博物館の建設にかかります公有財産購入費です。これにつきましては、財政課長が説明いたしましたように、山林2筆を単価880円で購入いたします。これにつきましては、海の汚染等を考えまして、直接河川に水が流れ込まないようにということで、調整池をつくるものでございます。この調整池につきましては、現在のところ、おおむね800トン程度たまる予定をいたしております。建設場所から原の辻を見まして右側下の方に、一応、予定は考えております。

次に、補償費の件でございますが、これも、一支国博物館の仮称でございますが、建設に要します敷地内におけます建物が1棟ございます。その解体費用、それから墓地、そして役木、ヒノキ、クリ、マキ、杉、こういったものでございます。この補償費の算出につきましては、コンサルに調査委託をいたしまして、それぞれの費用を算した額でございます。

建物につきましては、おおむね解体費用で180万円程度、あと墓地等が1,300万円等がございます。あと残り900万円ぐらいが補償費というようなことで、1,900万円程度、今回、補正をさせていただいております。

議長（深見 忠生君） 10番、豊坂議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 今、説明でわかったわけですが、墓地の1,300万円の何体、何力所分か、あるいは具体的なことがわかれば、1,300万円がちょっと大きいという感じがしておりますが。

議長（深見 忠生君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） まず、ほこらが2カ所でございます。墓地が54カ所でございます。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。22番、近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 今の建物の解体ですけども、比売神社からちょっと斜めに上がったあの空き家がありますけども、建物はあそこの空き家の件ですかね。やっぱ山の上の方ですか。

議長（深見 忠生君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 近藤議員の御質問ですが、ずっと上の方に上りまして、一番天辺の方です。近藤議員がおっしゃったところとは場所が違います。

議長（深見 忠生君） ほかにございませぬ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） ほかに質疑がないようですので、議案第132号について質疑を終わり

ます。

次に、議案第133号平成17年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第133号について質疑を終わります。

次に、議案第134号土地の取得について質疑を行います。質疑ありませんか。近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 取得価格です。ここの中で、恐らく平米1,500円ぐらいと思うんですが、図面のさっき次長が4筆だけが残っているとこういうことを言ったんですが、4カ所じゃないんですかね。説明の中で4筆だけが残っているとされたんですよ。この取得の場所に4項目ありますよね、外4筆とか、外5筆とかこの箇所を言われたんじゃないかなという気がするんですが、その辺どうでしょうかね。

それと、史跡の指定面積のうち、今後、どの程度、まだ買収しなければいけないのか。要するに、黒い枠の中すべてですけれども、どの程度、もう買収が終わっているのか。今後、どの程度買収しなければいけないのか。もう、このまんまじゃ、とにかく次から次に土地の取得、土地の取得が出てくるわけですよ、早い話が、それ、全部買ってないとなれば。幾らになるかわからないという状況も出てきますよね。要するに第2次整備、第3次整備、第4次整備となるわけですよ。だから、その辺で、要するに面積的なものと割合的なものをちょっと知りたいわけですが。

それと、先ほどの次長の説明の中、4筆だけが残っているとというのは、4カ所じゃないかなという気がするわけですが、そここのところ、以上3点お願いいたします、答弁。

議長（深見 忠生君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 近藤議員の御質問にお答えいたします。

まずはおわびを申し上げたいと思います。4筆と申し上げましたが、この黒い小さく囲んだ部分の4カ所でございます。大変失礼をいたしました。

それから、単価の件でございますが、近藤議員言われるように、1,500円の単価もございます。これにつきましては、次の土地の表示のところでございますが、雑種地として購入している部分があります。これにつきましては、既に吉岐土地改良区が圃場整備をするために、土地の所有者から平米1,500円で購入していたということでございます。この部分が、いわゆる環濠の部分に当たりまして、面積として1万4,735平方メートルで、単価は1,500円でございます。そして、2,210万2,500円になるというようなことでございます。その残りにつきましては、9,320平米残りますが、1,600円ということで1,491万2,000円ということになります。

次に、ちょっと質問の順序と答弁が前後いたすかもわかりませんが、土地の購入につきまして

は、国の第1次、第2次指定を受けましたのが、この図面の黒い枠、大枠、外枠でございます。そして、平成10年から石田町、芦辺町両町で購入を始めました。平成10年が約22.81%でございました。それが平成16年度末になりまして78.74%で、今年2万4,055平方メートルを購入させていただくというようなことで、一応、計画といたしましては、この黒枠、大枠のみということに、現在のところ考えております。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 要するに、こういう議案を出すときに、例えば、取得の場所が、例えば図面の左側のところとか、その取得の場所の2番目に書いてあるやつが、その図面の2とか、大体そういう程度はやっぱり議案に載せるべきですよ。

それと、取得面積ですけども、指定の18万平米のうち、今年度で黒枠の中、すべて買収が終わるということですか、今の説明では。

議長（深見 忠生君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 今、近藤議員からの御質問でございますが、確かに、議員の皆さん方に御説明を申し上げるときには、やはり番号打ってするのが筋ではないかなと、今思いをいたしました。過去の例に準じて、このように提案したものですから、このようにいたしました。

もう一点でございますが、一応、17年度で、あとここに残っております4カ所が残るというようなことでございますので、鋭意購入の推進をいたします。そして、地権者とも交渉をいたしまして、今年度は無理であろうと思いますので、次年度にも、また提案をさせていただきたいと思っております。

議長（深見 忠生君） 22番、近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 最後の質問ですけども、今年度で終わるのに、次年度も提案というのは、ちょっとおかしいという気はしますけども。

それと、とにかく私が聞きたいのは、要するに原の辻の遺跡は、指定面積は18万760平米でしょう。大体今年度で終わるとかというような答弁を一応されとるわけですよ。

それで、今、次長が説明したようなことで、4カ所ですけども、地図がありますよね、ここに。この下には、平成17年度公有化ということは、斜め線がありますよね。これは、また今言っている4カ所とまた違いますよね。その辺の説明もちょっと足りないという気はいたしますけども、私は納得できないですね。だから、ちょっとその辺の説明をお願いいたします。

要するに、地図の斜めに書いた分は、ここに平成17年度公有化と書いてある。それで、今、次長が説明したのは、要するに、大きい黒枠の中の黒枠、また小さな黒枠4カ所ですよ、その

辺のことがはっきりわかりません、私。

議長（深見 忠生君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 私の説明不足かと思いますが、大きい黒枠で囲んだ部分が、特別遺跡の区域内でございます。そして、17年度に購入をさせていただく公有化の面積が、あの斜線を引いた部分です。そして、真ん中ほどに小さく4カ所黒く囲んだところがあります。これにつきまして未買収のところ、現在、購入を進めているところというようなところでございます。

議長（深見 忠生君） 近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） だから、結果的には、黒枠の中のこの大きい黒枠4カ所、今、進めているところということで、また、次の議案で出てくるわけですか（発言する者あり）。

それと、黒枠と黒枠の間に空白地帯がありますよね。こういうことをしとっていいとですかね。史跡の整備自体に影響はないんですか、将来的に通させんとか、何かできたときにどうしますか、その辺は。

議長（深見 忠生君） ちょっと休憩をいたします。

午後1時44分休憩

.....
午後1時47分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 大変申しわけございません。17年度に契約をいたしますのが、17年度公有化と書いております斜線の部分でございます。そして、公有化の指定につきましては、黒の大枠の外枠で囲んだところ2カ所でございます。そして、石田側の方と芦辺側の方、あい中つながっておりませんが、ここは自然の地形で、国の指定外ということで、購入の予定はございません。

そして、未買収として残って、現在、交渉中でありますが、上の段の大枠の部分の小さい黒枠で囲んだ4カ所ということでございます。

議長（深見 忠生君） いいですか。（「まだ理解できませんが、いいです。」と呼ぶ者あり）ほかにございませんか。倉元議員。

議員（19番 倉元 強弘君） 再度、確認しておきたいと思いますが、それでは、大きい黒枠の中の4つの小さい枠だけが残っていると、これだけ買えば、あとはいいということですね。そういう解釈でしょう。

議長（深見 忠生君） 教育次長。

教育次長兼教育総務課長（吉富 一敬君） 倉元議員さんのおっしゃるとおりでございます。そのとおりでございます。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） ほかに質疑がないようですので、議案第134号について質疑を終わります。

次に、議案第135号吉岐市税滞納整理システム購入契約の締結について質疑を行います。質疑ありませんか。22番、近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 担当部長にお尋ねをいたしますが、まあ毎回のよう、いろいろなシステムを入れて、パソコンを入れたりしながら、やはり滞納処理に対する時間外が多いですね。だから、やっぱりパソコン入れたり、こういうシステム入れたりしたら、事務処理なんか格段に飛躍するわけですから、職員の時間外あたりはどんどん減ってくるはずなんです、何かメリットがあるんですか、こういうシステムを入れて、その辺をお聞きをいたします。

議長（深見 忠生君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） お答えをいたします。今、例えば、臨戸徴収、あるいは税の納税相談、そういったものを行っておるわけですけれども、例えば、その相談を受ける、あるいは臨戸徴収をする場合に、今現在のところいわゆる滞納者の情報というのが、すべて瞬時にわかるというような状況にはないということ。

例えば、臨戸徴収の場合も、今度のシステムによって、携帯用のモバイルといいますか、そういったものを持って徴収に行くことができる。それによって、滞納のいろんな情報、また、税の滞納の明細、あるいは交渉の記録、また約束事、分納の状況、そういったいろんな情報を全部それで確認をして対応することができるということで、まあ相談にしる、徴収にしる、非常に効率が上がるといふふうに判断をいたしております。

議長（深見 忠生君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）10番、豊坂議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） まあ、同じような質問をするわけですが、分納の状況とか、あるいは臨戸徴収のときにそれを使うという内容はわかるわけですが、現在も、それは把握されて徴収に行っていると思うとですよ。だから、2,100万円までかけて、このソフトを導入する必要があるかと思っているわけですが。

また、これは税だけじゃなくて、国保税もあると思いますが、あるいは水道料とか、使用料もあると思います。まあ、そういったものとの関連についても話をしてください。

議長（深見 忠生君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 確かに言われたように、いろんな資料は調べて持って行くわけ

けれども、それを一つ一つチェックをしながらやらないかん。1つの操作で全部がそこで判断ができるというシステムですから、例えば、納税相談でも、そこに担当がいなくても、ほかの職員で対応ができる、相談ができるというようなこともございます。

それから、ほかの今の使用料の関係については、今のところ、これとはリンクはしておりませんが、まず、税の滞納に対するシステムから、とにかくやっていこうということでございます。

議長（深見 忠生君） 豊坂議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） それ、システム導入によって徴収率が上がるかどうか、いろいろあるわけですが、今の未納の徴収台帳、これはいろいろ徴収にいつ行った。あるいは、いつ行って、どういう状況だったということは書いてあると思います。そういう中で、まだ、これが徴収に行って各戸回って、担当者がいない、そういうことの問題じゃないと思います。徴収台帳は、今でも現況はあります。徴収に行って、このデータを見るということも、それは、1つの台帳があれば、また、あるいは補足台帳をコピーでもすれば、それができるわけですが、それよりもまだメリットが、これがあるから導入したいということを説明願いたいと思います。

議長（深見 忠生君） 執行部の方、御答弁をお願いします。総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 先ほどから申し上げましたような、とにかく滞納者に対するいろんなすべての情報が、それで把握できるということ。それから、帳票関係も含めて、今までよりも、とにかく効率的に事務をできるということでございます。

議長（深見 忠生君） 豊坂議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 今までと改善される具体的な、これを導入して、ここだけは改善できる、はっきりそういう明確な答弁をお願いしたいと思います。

今まで言っているのは、今でもできる状態です。今の現況でもできる状態です。ですから、このシステムを導入したときに、これだけのメリットがあるということをはっきり説明してください。

議長（深見 忠生君） 総務部長。

総務部長（松本 陽治君） これまで、4町のそれぞれのやり方等があったわけです。また、簿冊等についてもいろいろあるわけですが、そういうそれぞれの町によって、いろんな違いもあります。そういったものを統一をして、それぞれが、だれでも対応ができる、処理ができるようにするというところでございます。

議長（深見 忠生君） 近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） とにかく滞納の督促に行くとき、やはりその家の世帯でもいいですけど、データのものはやっぱりリストアップしていくわけでしょう。それで、例えば携帯

モバイル持って、1日に10件も20件も回るわけないですから、その水道のメーター検針じゃあるまいし。

だから、今、部長が答弁するような内容なら、これ、必要ないじゃないですか、2,100万円とか。書類持っていけばいいわけですよ。せいぜい午前中1件か2件、午後1件か2件です。そういうために、こういうシステム入れたり、でまた今度は、維持費、メンテ、これ、自分でメンテできるわけじゃないでしょう。また、いろいろのメンテにも金がかかる。だから、豊坂議員が言うように、本当に2,100万円のメリットがあるか、また、それ以上にメリットがあるかですよ。そこを総務部長、説明してくださいと、さっきから言っているわけ。その辺が答弁できんなら必要ないやないですか。

例えば人間にして、1日1時間単価で、例えば年間500万円浮く。文書的にも、例えば1,000万円浮くとか、そういうメリット、そういう計算をして、2,100万円でも十分メリットがとれるというような、そういう答弁がほしいですけども、ないやないですか、その辺が。議長（深見 忠生君） 執行部、答弁をお願いします。総務部長。

総務部長（松本 陽治君） まあ確かに言われるように、これだけの、これによってメリットがあるという具体的な数値とかいうのは、ちょっと今、私も示すことができませんけれども、現在も徴収については努力をいたしておりますが、確かに言われるように、まだまだ十分ではないわけです。

しかし、これによって、臨戸徴収、その他も、さらに効率化ができる、徴収率の向上に寄与できると思っております。

議長（深見 忠生君） 近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 少なくとも、導入に当たっては、いろいろやっぱり部内で検討するんですよ。どういうメリットがあるかとか、やっぱり予算的とか、そういうことですよ。だから、知らないはずはないと思いますよ、総務部長、少なくとも。今すぐ答弁できないんじゃないですよ。頭の中にあるはずだと思いますけどもね。

それと、今まで4町がどうのこうのと、4町がどうのこうの関係ありませんよ、この件に関しては。

以上ですが、いかがですか（発言する者あり）。

議長（深見 忠生君） 市長。

市長（長田 徹君） 今、担当課がおれば、詳しい説明ができるのではなからうかと思っておりますが、これ、先ほども、部長からも話があったように、臨戸徴収とかいろんな徴収も、先ほど、豊坂議員も言われましたように、税のみならず、いろいろと滞納の情報がすぐわかるように、現場に行きながら、そういう効率化があるというようなことを私は耳にしておりましたが、残念

ながら、担当課長がおれば、十分な説明ができたかと思いますが、そういうことで、これにつきましては、合併特例の金も使って、効率的な事務体制を基本整備をするという形でやっておるわけでございます。

そういうことで、詳しい説明は、また、担当課長の方からさせたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（深見 忠生君） まあ、そういうことでどうでしょうか。倉元議員。

議員（19番 倉元 強弘君） 説明、今、できんということでしたんで、よく説明を受けてからということにいかんとですかね。やっぱり2,100万円、これだけは何かの方法でメリットがあって浮いてこんと、購入する意味がないような気がします。

以上です。

議長（深見 忠生君） 市長。

市長（長田 徹君） 今も申し上げましたように、ちょっと担当課長がないということで、確かに、この説明の機会では、よく頭の中に入れとかなければいけないわけでございます。

今後、また、反省材料とさせていただきますが、とにかく、基本的な体制づくりというようなことで私も認識をしておりましたし、そのような考えでおりましたが、うまく、詳しく私も細部までは説明ができませんので、後日、説明をさせていただきます。

議長（深見 忠生君） それでは、暫時休憩をいたします。

午後2時02分休憩

.....
午後2時10分再開

議長（深見 忠生君） 再開をします。

議案第135号について質疑を行っておりましたが、助役。

助役（澤木 満義君） 先ほどの豊坂議員の質問でございますけれども、入力件数は、今現在の滞納者約1,500件ありますけれども、その入力は十分できるということでございますし、まだ余裕はあるというようなことで、一応、担当の方から伺っております。非常に、約2,200万円の高額のシステムを買うことでございますし、やっぱりそれなりの効果が出ないことには、買った意味もございません。それで、滞納者と十分その辺の意思の疎通をとるためにも、そしてまた、迅速ないろいろ向こうの質問に対する答えを出すためにも、この機器はぜひとも必要でございますので、御理解願いたいと思います。

議長（深見 忠生君） 今、助役さんから答弁がございました。まあ、いろいろ質疑もあろうかと思いますが、滞納が少しでもなくなるような方向で努力していただくようなことで、議案第35号についての質疑を終わりたいと思います。

赤木議員。

議員（24番 赤木 英機君） 質疑じゃございませんが、これはもう予算についてとったわけですが、この契約ですから、どうのこうの私、言う筋合いはございませんが、この税の収納っていうのは非常に難しい人間関係があるわけですね。ですから、機械を購入されたからといって、それで簡単にできるもんじゃございませんし、ひとつ市長に、これはもう職員の方、いろいろ努力はなさってあると思いますけど、市長に要望いたしときますが、やはり今後は、トップに立つ人が、そういう後ろ姿を見せないとだめなんですよ、今、吉岐の厳しいという、いろんな財政、税。そうしないと、ややもすれば、おれは市長だという後ろ姿を見せると、市民はついてきませんから、それだけ要望しておきます。（発言する者あり）。

議長（深見 忠生君） 質疑を終わります。

次に、議案第136号訴訟の提起について質疑を行います。質疑ありませんか。12番、中村出征雄議員。

議員（12番 中村出征雄君） 3点ほど、ちょっと市長に質問をいたしたいと思います。

今回、訴訟の提起がなされておりますが、御承知のように、民事訴訟法の275条で、提起前の和解という条項がありますが、この点については、全く和解の申し出をするお考えが全くなかったのかどうか、まず1点目にお尋ねをします。

それから、この内容を見ますと、まあ1審で終われば、それでいいわけですが、もし、上申の項目が全くこれに入ってないようです。もし、上申される場合は、当然、また再度、議会の議決が必要になるかと思いますが、その点について2点目ですね。

それから、もう一点、3点目は、先般来、3名の医師の方が、それぞれ訴訟をされておられました。これは個人的なことですから、答えられないということであれば結構ですが、もし、状況がわかっておれば、その3点について質問をいたします。

議長（深見 忠生君） 市長。

市長（長田 徹君） 中村議員の質問にお答えいたします。

まず、275条で和解という項目があるが、それはしたのかということですが、議員御承知のとおり、昨年12月に通知書という形で、弁護士さんを通じましてお願いしたところでございます。そのいきさつは、もう前にも言いましたので、おわかりと思いますが、もし、それが事実と思うなら、その証明をしていただけないかと。もし、事実でないということで認めるなら、謝罪の文でも入れていただきたいと。

そういうことによって、もし、それが出されない場合は、これは事実と反すところでは思っておりますので、それなりの裁判をいたしますよというような文面でしてはございましたが、残念ながら、何の回答と、1回は、いろいろ、じゃあ、どういうのが間違うとるのかというようなことで、

日々さんから、弁護士さんの方に出されました経緯がございます。

それに対して、弁護士さんの方は、最初書いたのはおたくの方だから、おたくの方から証明すべきというようなことでしたと、このように弁護士さんから聞いておるわけでございます。そういう中で、もう弁護士さんをお願いをしておったということでございます。

そして、この経過は、いろいろ今、先ほども申されましたように、なかなか対応がないということで、何度か弁護士さんにお電話いたしましたところが、今、言われましたように、3人のお医者さんが、今、提訴中と、そういうことで、もうちょっと待っとけというような意味で、そして、つい最近、こういうふうな形になったわけでございます。

私も、お話をしようと思いましたが、もう入院されてはおるということで、なかなかそれできなかつた現状でございます。

2点目は、上申される場合、再度、また提案をしなければならないということでございます。もし、そういうことになれば、当然、そういうことになろうかと思っております。これは、私はやはり今後の吉岐の医療行政のためにも、いろいろ間違つた記事が出たり何だりしたときは、やはり病院としての、市としての態度を、毅然とした態度をしなければ、いろいろ今後の病院運営に支障を来すと、このように思っておりますので、当然また、提案するような形になるのじゃなからうかと思っております。

次に、3名の医師の訴訟の問題でございますが、これは、経過は大体ずっと下調べをされて、最終的に、日々さんの方に捜査と申しますか、があつた段階で、種田さんが、何か具合が悪くなつたということで、病院に入院されている、まあ、そういう状況で、今、最終の詰めのちょっと前で中断しているような形と、このように伺っております。そのように思っております。

議長（深見 忠生君） 中村議員、いいですか。

ほかにございませんか。25番、小園議員。

議員（25番 小園 寛昭君） 訴状の中に、損害が1,000万円を下らないという訴えがありますが、この1,000万円というのは、どういうふうに算定されたのかが一つ。

もう一つは、大きい3番の中で、これらの記事の搭載、新聞の発行・販売は、被告らが共同して行ったものであり、共同不法行為に該当するとなっておりますが、これは、多分、法人である日々新聞社と個人である種田拓氏2人の共同不法行為ということだろうと思っておりますが、他の会社の役員は不法行為はなかつたのか。種田拓だけをなぜしたのか。そこらあたりを御質問いたします。

議長（深見 忠生君） 市長。

市長（長田 徹君） 小園議員の質問にお答えをいたします。

1,000万円を下らない金額ということにしてありますが、これは当然、あの新聞の報道に

よりまして、患者数が減ったということでございます。そして、また、もちろん精神的な損害も与えたと、これらを含めて、そういう金額を提示しているところでございます。

2点目の日々新聞と種田拓さん、これは日々新聞は、御存じのとおり新聞社でございます。種田さんは、その編集長ということで、そういう立場でお二方の名前になっておるわけでございます。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 小園議員。

議員（25番 小園 寛昭君） その患者数の減と精神的な損害の割合金額等についてお尋ねします。

それから、共同不法行為については、会社が共同不法行為をするということは、その執行者である理事の行為によって不法行為が起こるわけですから、あえて種田拓個人を指さなくてもいいんじゃないかなというような気もしますが、その辺はどうでしょうか。

議長（深見 忠生君） 市長。

市長（長田 徹君） 2点目の件ですけど、これは会社の代表者が種田拓さんということで、編集長が違う場合がございます、よその新聞社でも、そういう場合、編集者と、そういう形で2つを提起したわけでございます。

1,000万円ということは、今までの患者の動向もございしますが、また、精神的ないろんな意味で被害をこうむったということで、詳細な数字は、ここではどうのこうのという立場ではございませんので、よろしくお願いします。

議長（深見 忠生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） ほかに質疑がないようですので、議案第136号について質疑を終わります。

次に、議案第137号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第5号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第137号について質疑を終わります。

お諮りします。議案第131号壱岐市獣医学修学資金貸与条例の制定についてから、議案第137号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第5号）まで、7件を会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしとみとめます。したがって、議案第131号から議案第

137号についてまで、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから議案第131号壱岐市獣医学修学資金貸与条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。議案第131号壱岐市獣医学修学資金貸与条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第131号壱岐市獣医学修学資金貸与条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第132号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）の討論を行いますか。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。議案第132号平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第132号、平成17年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第133号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。議案第133号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第133号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第134号土地の取得について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。議案第134号土地の取得については、原案のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第134号土地の取得については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第135号壱岐市税滞納整理システム購入契約の締結について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。議案第135号壱岐市税滞納整理システム購入契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第135号壱岐市税滞納整理システム購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第136号訴訟の提起について討論を行います。討論はありませんか。22番、近藤団一議員。

〔22番 近藤 団一君 登壇〕

議員（22番 近藤 団一君） 私は、本議案に対して反対であります。理由は、いろいろありますが、大きくは次の3点であります。

1点は、損害の金額が漠然としたものであり、先ほど市長が患者が減ったとか、名誉を傷つけたとか言われましたけども、算定の根拠が不明であるし、明記をされていない。

2点目に、委員会の報告の中でも、現在、外来もぼちぼちふえている状況であり、今の時期に、こういう訴訟が起こされることは、余り好ましくない。

3点目の請求の要旨の に、全国紙1紙に謝罪広告とあるが、週刊誌ならともかく新聞の購読者が1,000名余りの地方の新聞発行の読者しか知らない事実について、広範囲にわたるような今回の損害賠償が妥当かどうか疑わしい。

以上、3点であります。終わります。

〔22番 近藤 団一君 降壇〕

議長（深見 忠生君） 賛成の方の討論はございませんか。20番、瀬戸口議員。

〔20番 瀬戸口和幸君 登壇〕

議員（20番 瀬戸口和幸君） 賛成の討論をいたします。

先ほど、中村議員からの質疑中で市長が答えたとおり、この件に関しましては、公立病院の手術で、その後の経過がスムーズにいかなかったという件で、昨年11月26日に日々新聞、書

かれたことが事実と反するという事で、それに関して日々新聞社に、事実と反する謝罪をしてくださいということで通知をされたわけなんです、それに対して、その後の回答がないということもあります。

それから、この通知をするときの状況としましては、先ほども市長も申しましたように、これに対して回答がない場合については、次の手段を考えますということも予告してあるとおりでございます。

それから、これの審議を議会に諮られたときも、今は26人になっておりますが、今回、2人の方が入れまして、そのほかの24名については、それぞれ経過を知っておるわけでございますので、先ほどから申し上げますように、何ら回答がないということで、次のステップ、当然のステップかと思えます。

そういうことで必ずやる必要があるということと、その後のこの通知に対する日々新聞社の対応は、どうあるかということをも市民はもちろんでございますが、これを契機としまして、九大第2外科の当時の公立病院の外科医師2名を今年の4月1日をもって引き上げるということが予告されまして、昨年12月下旬、市長以下、当時の議長、厚生委員長、副委員長、それから副議長と九大第2外科に赴きまして、第2外科部長に面会したわけなんです、そのときの第2外科部長の言われたことは、まあこういう医療に関するスムーズに経過は思わしくなかったということを一マスコミに紙面に書いてもらうということを図ろうとする、こういうことがある。

それから、それを細部調査するわけでもなく、普通の新聞であれば、事実を報告するのがとりあえずの段階だと思うが、内容を見てみると事実と反することが多々あったということ、まあ言わば、長年、九大の第2外科、壱岐の医療に貢献すること大であった、そういう面からしますと、国益に相当する、島益を損なったということもいえるかということ。

それから、こういう新聞に書いたことによって、また、それに加担する市民も多々あったということ、こういう土壌のところには、先ほども申しますように、九大第2外科として壱岐の医療に貢献したにもかかわらず、こういう土壌があるところには、この場に至っては考えざるを得ないということを言われました。そういうことがありましたので、私としましては、当時、その席に同席した関係上、これではやはり、この場に至っては、第2外科を考え直してくれるということにはならないということから申しますように、第2外科部長が言った、そういう措置、土壌を浄化するとか、壱岐島民としても考える、いい機会を与えられたような気がします。

そういうこともありますので、先ほどから申し上げますように、この訴訟を起こすということは、次のステップであるし、それから、今申し上げますように、新たに第2外科部長が言ったことを壱岐島民として考えてもらう、いい機会だということで、ぜひ進めるべきだと思います。

以上で賛成討論を終わります。

〔 20 番 瀬戸口和幸君 降壇 〕

議長（深見 忠生君） 次に反対討論の方はございませんか。24番、赤木議員。

〔 24 番 赤木 英機君 登壇 〕

議員（24番 赤木 英機君） 私、この件につきましては、反対討論をいたしたいと思います。

と申しますのは、新聞紙上は、私も、正直申し上げまして不信感を持っております。しかし、時期が、もう失しているとおのうに思ふわけでございます。

と申しますのは、患者さんもおいろいろお聞きしてみますと、完治されて、また社会に復帰なされてあるようでございますし、今また、私もいろいろな関係で、病院等のぞいておりますと、一生懸命、看護婦さんたちも努力をなされて、何とかということされております。

それをもって、今、また改めていろいろ新聞等でこの壱岐を騒がせますと、何も知らなかった人までが、また、前、そういうことがあったんだらうかという、また不信感を持たれまして、今、ようやく、スタッフといいますか、病院関係の方、一生懸命努力なされているのが、また、逆戻りするよな気もいたしておりますし、そして、本来、この民事というのは非常に時間かかりますし、今、一丁一丁で解決する問題じゃございません。

それは当初申しましたように、新聞を読みまして、私も、それはあれをまともとは思っておりません。しかし、その時点と今とは、また、社会の情勢が変わっております。そういうことで、ぜひやはりもう市民を相手に争うべきじゃなくて、やはり今後は、新聞等にも、本当の誠意で記載をしていただくように、今後はそういうお願いといいますか、忠告といいますか、そういうことをぜひ要望して、お互いが、病院の今後の発展に、まあ病院が発展するということは、いろいろございましょうけど、まず、病院ができた以上は、やはり赤字経営はやれないわけですから、市民挙げて協力していただくように、そのように市長たるものは持っていられるのが本来の筋じゃないかろうかと、かように思いますので、私は、この件に関しては反対をいたします。

〔 24 番 赤木 英機君 降壇 〕

議長（深見 忠生君） 次に、賛成討論の方はございませんか。17番、大久保議員。

〔 17 番 大久保洪昭君 登壇 〕

議員（17番 大久保洪昭君） 私は、議案136号については賛成します。理由は一つ、壱岐日々新聞報道による一連の問題、旧公立病院における医療ミス、カルテ改ざん等の報道については、大方の市民は、現在もなお新聞報道すべてが事実であると思っておいでになります。

本来、新聞報道は事実を伝えるのが当然のことで、この一連の問題報道が誤りであるなら、市も議会も、市民に対して事実を知らせる責務がある、この問題について治療を受けられた患者さんの心情は十分理解できます。しかし、このまま幕引きとすれば、一連の報道すべてを市及び病院側は認めたこととなります。市民は、市も議会も、病院に対しても、ますます不信感を持たれ

と思います。今後の病院の運営にも支障を来すおそれが十分にあると思います。したがって、議案第136号については賛成をいたします。

〔17番 大久保洪昭君 降壇〕

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。反対討論ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 賛成討論もございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行ないます。議案第136号訴訟の提起については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。議案第136号訴訟の提起については、議長は否決とします。

暫時休憩します。

午後2時41分休憩

.....
午後2時47分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

追加日程第1 議案第137号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第5号）撤回の件

議長（深見 忠生君） 本日、長田市長から提出された議案第137号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第5号）について、撤回したいとの申し出があります。

議案第137号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第5号）撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。議案第137号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第5号）撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第137号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第5号）撤回の件を議題とします。

長田市長から議案第137号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第5号）撤回の理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 議案第137号の撤回の理由を申し上げます。

先ほど、議案第136号で残念ながら否決を、まあ同数ということで、非常に皆様方の御審議の中で、賛成討論、反対討論出まして、いろいろ意見が交わされたわけでございます。そういった中、同数ということで、その後、議長議決ということで、残念ながら136号の議案が否決をされました。

したがって、137号に予定しておりました予算を仮に提案いたしましても、先ほど議案が優先という、こういう原則があるようでございます。そういう説明を受けまして、提案しても、結局だめだというようなようでございます。非常に残念でなりません。壱岐市民病院も新しくなりまして、今後、壱岐の患者さんが安心して診療が受けれるような体制をつくるべきということで、136号を提案したわけでございます。

もっともっと今も病院の改革が必要でございます。いかに、いいお医者さんを派遣していただくかというのが大事なことと思っておりましたが、残念でなりません。

以上で撤回をいたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第137号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第5号）撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第137号平成17年度壱岐市病院事業会計補正予算（第5号）撤回の件を許可することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時53分休憩

.....
午後3時15分再開

議長（深見 忠生君） それでは再開いたします。

日程第45．一支国博物館（仮称）建設に関する調査特別委員長報告

議長（深見 忠生君） 日程第45、一支国博物館（仮称）建設に関する調査特別委員長報告を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。倉元委員長。

〔一支国博物館（仮称）建設に関する調査特別委員長（倉元 強弘君） 登壇〕

一支国博物館（仮称）建設に関する調査特別委員長（倉元 強弘君） 委員会報告調査報告書の朗読をいたします。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第103条の規定により報告いたします。

1、調査事件、一支国博物館（仮称）建設に関する調査。2、調査の経過、第1回委員会、平成17年10月7日開催、委員会の今後の進め方について協議をいたしました。皆様方にお配りしておりますので、これより以下は割愛をしたいと思いますので、朗読方をお願いいたします。

3、調査の結果を報告します。9月の定例会における予算特別委員会の付帯意見に基づき、一支国博物館（仮称）建設に対して、5回にわたり調査を実施しました。

国の特別史跡として指定された原の辻遺跡に対する重要性を認識し、考古学的価値を後世に引き継ぐ諸事業を推進することは、市として当然の責務と考える。

しかし、山積する行政需要に伴う壱岐市の財政は、年々厳しさを増しており、後年の負担が大きく懸念される状況にあることから、施設規模、事業費、管理運営費等、多角的に検討協議を重ねた結果、初の試みである指定管理者制度の導入ということもあり、全体像の把握確認には至ることができなかったが、付帯意見に対する一定の修正がなされたものと認められる。

しかし、管理運営費については、さらなる縮減と抑制を検討するよう求めるものであります。

また、厳しい財政状況をかんがみ、安易な財源充当による事業展開を行うことなく、既存の公共施設の管理運営状況を精査し、統廃合を含めた整理と経常経費の大幅な削減を並行して行い、過度の財政負担を回避する方策を早急に講じるよう強く要望するものであります。

なお、県立埋蔵文化財センターとの一体化した事業であることから、県との協議を綿密に行う必要があります。よって、段階的に進捗状況を開示し、議会との協議の場を設けるよう要請をいたします。

以上の意見を付して、9月定例会において可決された補正予算の中で、執行を保留されている当該予算の執行を了承することとした。なお、今後は本計画が深慮遠謀のものとなるよう、議会としても、しかるべき時期に特別委員会の設置を検討すべきとの認識で一致をいたしました。

以上、御報告を申し上げます。

〔一支国博物館（仮称）建設に関する調査特別委員長（倉元 強弘君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） ほかに質疑がないようですので、一支国博物館（仮称）建設に関する調

査特別委員長報告についての質疑を終わります。

日程第46．委員会の閉会中の継続審査及び調査の件

議長（深見 忠生君） 次に、日程第46、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長、決算特別委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

日程第47．議員派遣の件

議長（深見 忠生君） 次に、日程第47、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については可決されました。

お諮りします。今定例会に議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

議長（深見 忠生君） 以上で本日の日程は終了しました。

ここで長田市長より、ごあいさつの申し出がっておりますので許可をします。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 議会閉会に当たり一言、お礼も兼ねごあいさつを申し上げます。

去る12月2日より18日間にわたり、本会議並びに委員会を通じて、慎重に御審議いただきました結果、訴訟議案につきましては、市のおかれている現状、また今後について、議員の御理解をいただけなかったことは大変残念ではございますが、残りの議案につきましては、可決、御承認賜りました。ありがとうございました。

議員各位には、連日にわたる御労苦に対し、衷心より敬意と感謝を表しますとともに、今会期中に賜りました御意見等につきましては、執行に当たり十分尊重し、御要望に沿うべく努力をいたす所存でございます。今後とも、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

ことしも、残すところわずかとなりましたが、議員皆様方には、お家族おそろいでよい年をお迎えになられますことをお祈り申し上げて、簡単ではございますが、12月議会定例会の閉会に当たり、ごあいさついたします。どうもありがとうございました。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これをもちまして、平成17年度第4回壱岐市議会定例会を閉会いたします。

午後3時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

署名議員 田原 輝男

署名議員 豊坂 敏文

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員